

業務委託契約約款

本約款は、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(以下、「本会」という。)から業務を受託して業務を遂行する本会会員その他関係者に適用する。本約款は、2021年3月6日に定め、同日をもって発効した。

(業務内容)

第1条 委託する業務の内容は、以下の業務とする。

- (1) 消費生活に関連する講座の提供(その準備も含む)
- (2) 消費生活に関連する事業(シンポジウム、セミナー、研修会等)の実施に伴う業務
- (3) 消費生活に関連する調査、執筆等の業務
- (4) 本会が行う消費生活に関連するその他業務

(再委託の禁止)

第2条 受託者は、委託業務を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(報酬)

第3条 業務の対価として、本会の規程に基づき報酬を支払うことができる。

(知的所有権)

第4条 業務を通じて得られた成果物の著作権その他の知的所有権は、原則、本会に帰属するものとする。

(機密保持)

第5条 受託者は、業務遂行にあたり知り得た機密については、第三者に漏洩してはならない。

以上